

写

受理番号	陳情第7号
受理年月日	平成28年 5月17日

陳 情 書

2016年5月17日

## 神奈川県最低賃金改定等についての陳情

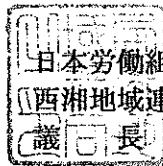
二宮町議会

議長 添田孝司 殿

陳情者

団体名

代表者



日本労働組合総連合会神奈川県連合会

西湘地域連合

議長 齊藤政和

所在地

平塚市宮松町6-10 チサカビル2F

電話番号 0463-25-1177

### 1. 陳情の趣旨

2016年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に関して、次の事項について、国に対して意見書を提出されますよう陳情致します。

(1) 経済の好循環の実現のため、早期に神奈川県最低賃金の諮問・改定を行うこと。

(2) 最低賃金引上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援を強化すること。

①国として実施している各施策における神奈川県での活用実績等、取り組み成果の見える化を図り、実効性を高めること。

②公正な取引関係の確立に向け、為替変動・資材高騰・物価上昇などに伴うコスト増や消費税の価格転嫁を阻害する行為への適切な指導、監視体制の強化をはかること。

以上

## 2. 陳情の理由

政府は2015年11月26日の一億総活躍国民会議において、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」をまとめました。

とりわけ、「GDP600兆円」の強い経済実現に向けた当面の緊急対策の中では、「最低賃金・賃金引上げを通じた消費の喚起」として、『最低賃金について、年率3%程度を目指として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円となることを目指す。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等を図る』としています。

一方、2016年春闘は、「底上げ・格差是正」をキーワードとして、3年連続での2%台の賃上げがなされたが、伸び率と金額は共に過去2年に比べて鈍化しています。(4月14日連合・4月18日経団連発表)

また、今年の特長点としては、中小企業における引上げ額が大手企業の水準を超えるケースや、物価上昇率がゼロに近い中でも月例賃金(ペア)の引き上げがなされたことがあげられ、社会的な課題に対する賃金の引き上げの流れが芽生えつつあります。

2015年度の神奈川県最低賃金の水準は905円です。この水準を年収換算すると約189万円余りであり、未だワーキングプアを解消できない水準です。(法定労働時間173.8時間×12ヶ月)

経済の好循環を確かなものにするためには、GDPの60%を占める個人消費の拡大に向け、賃金の引き上げを、すべての労働者に適用される最低賃金にも波及させることが必要です。

その実現にあたっては、中小企業・小規模事業者への支援策に対する活用実績等の見える化を図り、各施策の実効性を高めること。公正な取引関係の確立に向け、為替変動・資材高騰・物価上昇などに伴うコスト増や消費税の価格転嫁を阻害する行為への適切な指導、監視体制の強化をはかることが、求められています。

以上の観点から、貴議会におかれましては、本陳情の趣旨をご理解の上、国に意見書を提出されますようお願い致します。

以上